

## はじめに

筑紫野市では、高齢の方や障害を持った方はもちろんのこと、すべての市民が安心して安全に、明るく快適な生活を送ることができるよう行政施策の基本となる「第四次総合計画」をはじめ「都市計画マスタープラン」、「人にやさしいまちづくり基本計画」など様々な分野の計画を策定し、現在、積極的に取り組みを進めています。

そのようななか、国においては「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、いわゆる「バリアフリー新法」が平成18年12月に施行されました。この法律は、高齢者、障害者等、いわゆる交通弱者といわれる人たちが何ら支障なく移動できるような環境を整備すること、施設利用の際の利便性や安全性の向上を図ることを目的としています。

この度、市では、バリアフリー新法に基づき、交通等のバリアフリー化の基本方針、整備計画、重点整備地区を定めた「筑紫野市交通等バリアフリー基本構想」を作成いたしました。

この基本構想は、重点整備地区を中心に「人にやさしいまちづくり」を目指すものです。

今後は、基本構想に基づき、ハード面では高齢の方や障害を持った方が介助なしで交通機関を利用し移動したくなるような、また、すべての人にとって利用しやすく安全で快適な施設を整備し、ソフト面では、高齢や障害などに対する理解を深めるため、人と人がふれあい、市民、事業者及び行政機関が互いに連携した「心のバリアフリー化」を進め、ハード、ソフト、両面からのバリアフリー化に取り組みます。

基本構想の作成にあたり、貴重なご意見、ご協力を賜りました市民の皆様、熱心にご審議いただきました筑紫野市交通等バリアフリー基本構想作成協議会委員の皆様、ワークショップにご参加いただきました皆様に、心から感謝申し上げますとともに、今後とも、市政発展のため、より一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成20年3月

筑紫野市長 平 原 四 郎